

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月1日
【会社名】	永大産業株式会社
【英訳名】	Eidai Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 枝園 統博
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南2丁目10番60号
【電話番号】	(06)6684-3020
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 経理部長 久保田 広志
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区平林南2丁目10番60号
【電話番号】	(06)6684-3020
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 経理部長 久保田 広志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるE Nボード株式会社が、締結していた財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について、財務上の特約の内容の変更が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第21号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

連結子会社の名称 E Nボード株式会社
住所 静岡県駿東郡小山町
代表者氏名 代表取締役社長 藤本 八郎

(2) 金銭消費貸借契約を締結した年月日
2022年11月30日

(3) 金銭消費貸借契約の相手方の属性
金融機関

(4) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額
株式会社三菱UFJ銀行 3,850百万円
株式会社紀陽銀行 2,570百万円
弁済期限
2037年11月30日
当該債務に付された担保の内容
当社の連結子会社であるE Nボード株式会社の土地並びに建物及び構築物

(5) 財務上の特約の変更の内容及び年月日

- ・株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に付されている財務制限条項の変更契約について
変更の内容

(変更前)

- () 2023年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額と当社及び日本ノボパン工業株式会社からの借入金合計金額を0円以上に維持すること。
- () 2026年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。
- () 2023年9月期以降、日本ノボパン工業株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。ただし、日本ノボパン工業株式会社からE Nボード株式会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額は、当該金額を経常損益に加算して算出するものとする。

(変更後)

- () 2027年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。
- () 2023年9月期以降、日本ノボパン工業株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。ただし、日本ノボパン工業株式会社からE Nボード株式会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額は、当該金額を経常損益に加算して算出するものとする。

(変更前)の()の財務制限条項は削除し、変更箇所については__罫で示しております。

変更の年月日
2026年4月30日

・株式会社紀陽銀行との借入契約に付されている財務制限条項の変更契約について
変更の内容

(変更前)

- () 2023年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額と当社及び日本ノボパン工業株式会社からの借入金合計金額を0円以上に維持すること。
- () 2026年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。
- () 2023年9月期以降、日本ノボパン工業株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。ただし、日本ノボパン工業株式会社からE Nボード株式会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額は、当該金額を経常損益に加算して算出するものとする。

(変更後)

- () 2023年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額と当社及び日本ノボパン工業株式会社からの借入金合計金額を借入金合計金額を0円以上に維持すること。但し、2026年3月期以降に計上される「固定資産の減損損失」を上記合計額に加算して算出するものとする。
- () 2026年3月期以降、E Nボード株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。
- () 2023年9月期以降、日本ノボパン工業株式会社の各年度の決算期における単体の損益計算書の経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。ただし、日本ノボパン工業株式会社からE Nボード株式会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額は、当該金額を経常損益に加算して算出するものとする。

変更箇所については__罫で示しております。

変更の年月日
2026年5月25日

以 上